

事務連絡
令和2年3月31日

都道府県統計主管課
国勢調査担当係長 殿

総務省統計局統計調査部
国勢統計課指導係長

令和2年国勢調査における委託費の取扱いについて

令和2年国勢調査における地方公共団体委託費の取扱いの案については、昨年10月末に開催した令和2年国勢調査実施準備事務打合せ会において、説明を行っているところです。

ついては、令和2年国勢調査における地方公共団体委託費の取扱いについて、別紙に基づいて、今後、事務処理を進めていくこととなります。

地方公共団体においても、適切にご対応をいただきますよう、願います。

また、貴都道府県内の市町村に対し、この旨、周知を願います。

1 要旨

- 平成30年4月の「基幹統計調査地方公共団体委託費取扱要綱」第6条の改正により、都道府県経費と市町村経費間の流用制限を廃止し、経費の効率的な執行を可能としている。
- 可能な限り、今後の経費の執行予定額が見込みやすい時期とすることや、繁忙な時期を避けることから、都道府県及び市町村からの要望把握期間の延長及び追加交付の時期を改めている。

2 留意点

- 令和2年4月の当初交付分の金額で事務を行っていただくことを原則としているため、令和2年10月以降の追加要望分を含めた金額を基にした執行計画は立てないように留意していただきたい。
- 都道府県においては、市町村からの追加交付の要望がある場合は、市町村における現在の執行状況や今後の執行予定等を個別具体的に把握し、内容及び要望額について十分に精査を行ってから要望をあげていただきたい（追加交付を行ったにも関わらず、年度末に返還が発生することのないよう留意していただきたい）。

連絡先：統計局国勢統計課指導係 渡邊、中本
電話：03-5273-1153
FAX：03-5273-1552
E-mail：c-shidou@soumu.go.jp

令和2年国勢調査 地方公共団体委託費について

1 委託費の交付と取扱い

令和2年国勢調査の地方公共団体委託費（当初交付分）については、令和2年4月上旬に交付予定の「令和2年度統計調査地方公共団体委託費の交付について（通知）」により、統計局総務課から通知する予定である。

2 都道府県及び市町村における委託費の執行計画作成について

令和2年国勢調査の地方公共団体委託費の金額について、委託費の算定基準等は、3月10日付け事務連絡で通知しているとおりでである。

また、国も厳しい財政事情であり、令和2年4月の当初交付分の金額で事務を行っていただくことを原則としている。

そのため、令和2年10月以降の追加要望分を含めた金額を基にした執行計画は立てないように留意していただきたい。

3 委託費に関する前回調査との変更点

○ 「基幹統計調査地方公共団体委託費取扱要綱」第6条の改正

都道府県経費と市町村経費との間における流用について、委託費交付額の20%以上の金額を流用する場合は、都道府県から統計局へ流用申請が必要であり、経費の効率的な執行がしづらいとの意見があった。

このため、平成30年4月に「基幹統計調査地方公共団体委託費取扱要綱」を改正し、都道府県経費と市町村経費間の流用制限を廃止し、経費の効率的な執行を可能としている。

○ 都道府県及び市町村からの要望把握期間の延長及び追加交付時期の変更

都道府県及び市町村において、委託費の執行計画を策定し、令和2年度の委託費の執行の中で、効率的に経費を執行しても、経費の不足が見込まれる場合は、都道府県及び市町村から不足額とその内訳（根拠となる資料等も含む）を提出し、統計局が追加交付分として留保している金額の範囲内で令和2年10月と令和3年1月の2回の追加交付時に交付を行う予定としている。

平成27年国勢調査においては、追加要望に対して交付するための統計局における調整額が少なく、一部の都道府県や市町村において、委託費の不足が見込まれるにも関わらず、当初交付額の範囲内で執行する（追加交付での対応は難しい）ことを原則としたため、要望を提出しなかったという意見があった。

また、平成27年国勢調査においては、10月の第1次追加交付における都道府県及び市町村からの要望の提出期間を5月下旬から7月上旬までの約1か月半としたが、今後の経費の執行予定額について未確定な部分があること、12月の第2次追加交付における都道府県及び市町村からの要望の提出期間を10月下旬から11月中旬までの約3週間としたが、審査等の繁忙な時期であることから、期間的に要望を取りまとめるのが難しいとい

う意見があった。

このため、令和2年国勢調査においては、都道府県や市町村における要望内容の把握及び要望内容の精査を行う時間を確保するために、都道府県及び市町村からの要望の提出期間を第1次追加交付分は令和2年6月上旬から7月下旬までの約2か月に延ばし、時期を後ろ倒しにする。また、第2次追加交付分も同様に令和2年10月下旬から12月上旬までの約1か月半に延ばし、追加交付時期も令和3年1月に変更する。

なお、都道府県においては、市町村からの追加交付の要望がある場合は、市町村における現在の執行状況や今後の執行予定等を個別具体的に把握し、内容及び要望額について十分に精査を行ってから要望をあげていただきたい（追加交付を行ったにも関わらず、年度末に返還が発生することのないよう留意していただきたい）。

4 委託費に関する今後のスケジュールについて

- | | |
|----------|--|
| 令和2年4月上旬 | ・令和2年国勢調査地方公共団体委託費の交付（当初交付分） |
| 6月上旬 | ・都道府県及び都道府県を通じた市町村における不足額の把握（7月下旬までに統計局に提出） |
| 10月上旬 | ・令和2年国勢調査地方公共団体委託費の交付（第1次追加交付分） |
| 10月下旬 | ・都道府県及び都道府県を通じた市町村における不足額の把握（12月上旬までに統計局に提出） |
| 令和3年1月上旬 | ・令和2年国勢調査地方公共団体委託費の交付（第2次追加交付分） |